



令和6年第2回
大阪南消防組合議会
定例会会議録

令和6年6月7日開会
令和6年6月7日閉会

大阪南消防組合議会

令和6年第2回大阪南消防組合議会定例会会議録

◇令和6年6月7日（金）午前10時00分より大阪南消防組合屋内訓練場において開会

◇議事日程

日程第1		議会運営委員会委員長報告
日程第2		会議録署名議員の指名について
日程第3		会期の決定について
日程第4	報告第2号	専決処分報告について「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」
日程第5	報告第3号	専決処分報告について「大阪南消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」
日程第6	報告第4号	専決処分報告について「職員の旅費に関する条例の一部改正について」
日程第7	報告第5号	専決処分報告について「令和5年度大阪南消防組合一般会計補正予算（第4号）」
日程第8	報告第6号	令和5年度大阪南消防組合一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第9	議案第30号	財産の取得について
日程第10	議案第31号	財産の取得について
日程第11	議案第32号	財産の取得について
日程第12	議案第33号	大阪南消防組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第13		一般質問について

○出席議員（18名）

1番	遠藤智子議員
2番	丹羽 実議員
3番	峯 弘之議員
4番	笠原由美子議員
5番	生田達也議員
6番	西田いく子議員
7番	草尾勝司議員
8番	三島克則議員
9番	中村保治議員
10番	沼元彩佳議員
11番	國下尊央議員
12番	浅岡正広議員
13番	尾崎哲哉議員
14番	峯 満寿人議員
15番	奥山 渉議員
16番	笹井喜世子議員
17番	山本忠司議員
18番	千福清英議員

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者の職氏名

管理者	富宅正浩
副管理者	吉村善美
副管理者	島田智明
副管理者	山入端 創

副管理者	岡田一樹
副管理者	田中祐二
副管理者	森田昌吾
副管理者	南本 斎
消防局長	小池一彰
局次長兼河内長野署長	二口 豊
局次長兼柏羽藤署長	奥谷裕之
警防部長	山本克也
富田林署長	山口慎太郎
総務部長	永橋宏隆
警防部次長	保田知孝
指令センター長	黒岡一起
警防部次長	武田嘉泰
総務部次長	北野佳則

○職務のため出席した職員

書記長	日山達男
担当職員	宮崎充弘
書記	小林大吾
担当職員	岸之上裕二

◎日山達男書記長 おはようございます、書記長の日山でございます。

定例会の開会前ではございますが、皆様、お揃いになりましたので、議案書の訂正についてご説明させていただきたいと思います。笠原議長よろしいでしょうか。

○笠原由美子議長 はい、書記長よろしく願いいたします。

◎日山達男書記長 ありがとうございます。

それでは、お手元の資料、令和6年第2回大阪南消防組合議会定例会議案書正誤表をご覧ください。

表中、太字で記載した字句に誤りがございましたので、表紙日程第5に加筆、P3ページ報告第2号を訂正いたしましたのでご報告いたします。報告は、以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○笠原由美子議長 皆さん、訂正はわかりましたか？よろしいですか？はい、ありがとうございます。

△開会 午前10時00分

○笠原由美子議長 それでは、皆様おはようございます。（おはようございます。）議長の笠原でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は、令和6年第2回大阪南消防組合議会定例会の開催にあたりまして、ご通知申し上げましたところ、議員各位には時節柄大変ご多忙中にもかかわらず、ご参集をいただきまして厚く御礼を申し上げます。本日、円滑な議事の進行に努めてまいりたいと思いますので、どうか皆様方のご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それではこの度、富田林市及び藤井寺市において役員の改選がございました。消防組合議員に就任をされました富田林市議会議員1名及び藤井寺市議会選出の議員3名の自己紹介をお願いを申し上げます。

それでは、最初に、よろしいですか。富田林の選出議員のご挨拶を受けたいと思います。

◆遠藤智子議員 皆様おはようございます。（おはようございます。）この度富田林市議会より遠藤智子。皆様とご一緒に一生懸命務めさせていただきますので、どうかよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。（拍手）

○笠原由美子議長 遠藤議員ありがとうございます。

それでは、続きまして藤井寺市選出議員のご挨拶を受けたいと思います。どうぞよろしくお

願い申し上げます。

- ◆生田達也議員 おはようございます。(おはようございます。) 藤井寺市の生田達也でございます。この消防ですね、しっかりと前に進めるという形で統合されて。また、以前も消防議員でさせていただいたんですが、より一層しっかりと頑張ってまいります。よろしくお願いいたします。(拍手)

○笠原由美子議長 ありがとうございます。

○笠原由美子議長 どうもありがとうございました。

なお、議会運営委員会委員には、委員会条例第6条の規定により、5月23日付けで、富田林市選出の遠藤智子議員、また、藤井寺市選出の山本忠司議員をそれぞれ指名いたしましたのでご報告をいたします。

- 笠原由美子議長 そうだそうだ。失礼いたしました。3名と申し上げたのに、お二人の議員のお名前を言っていなかったです。國下議員と生田議員、大変失礼しました。ご挨拶よろしくお願い申し上げます。山本議員ね。そうそう山本議員じゃない。はい、どうぞ國下議員。

- ◆國下尊央議員 改めまして、おはようございます。(おはようございます。) 藤井寺市選出の國下尊央でございます。以前も消防の方に入らせていただいていたんですが、今回、広域となってまた帰ってまいりました。個人的には柏羽藤の消防団員にも入っております。消防議会、頑張りますのでどうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

○笠原由美子議長 山本議員、よろしくお願いいたします。

- ◆山本忠司議員 おはようございます。藤井寺市の山本忠司でございます。先ほど、議長からご紹介ありましたように、この度、議会運営委員会の副委員長も仰せつかっております。これからはどうか指導のほどよろしくお願いいたします。ありがとうございました。(拍手)

- 笠原由美子議長 ご挨拶ありがとうございます。また大変失礼申し上げてごめんなさい。すみません、失礼いたしました。

それでは、次に進んでまいります。

ただ今の議員、出席議員数は18名、定足数に達しております。よってただいまから、令和6年第2回大阪南消防組合議会定例会を開会いたします。

それでは、開会にあたりまして管理者からご挨拶を受けることといたします。

○富宅正浩管理者 (挙手)

○笠原由美子議長 はい、富宅管理者。どうぞよろしくお願いいたします。

○富宅正浩管理者 皆様、改めましておはようございます。(おはようございます。) 管理者の富宅でございます。

本日は、令和6年第2回大阪南消防組合議会定例会をご参集させていただきましたところ、議員の皆様には、ご多忙の中ご参集を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

さて、本年4月から無事に広域化運用を開始することができ、早2か月が経過いたしました。皆様方のご協力の賜物と心から感謝申し上げます。本当にありがとうございます。引き続き8市町村が団結をし、消防力の強化と、こういう目標を達成できるよう邁進してまいり所存でございますので、より一層の御指導、御鞭撻をよろしくお願いいたします。

さて、本日は、報告案件5件、財産取得案件3件、人事案件1件の合計9案件をご提案申し上げます。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。本日もよろしくお願いいたします。

- 笠原由美子議長 富宅管理者、どうもありがとうございました。

△開議

○笠原由美子議長 それでは、直ちに本日の会議を開きます。

始めに役員改選のあった富田林市及び藤井寺市選出議員の議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。

1番 遠藤智子議員、5番 生田達也議員、11番 國下尊央議員、17番 山本忠司議員。

以上のとおり議席を指定いたします。

次に、ただいまの議席の指定に関連し、会議規則第4条第2項の規定により、議席の一部を変更いたします。7番 草尾勝司議員、13番 尾崎哲哉議員。

お諮りいたします。ただいま申し上げましたとおり、議席の一部を変更することにご異議は

ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

ご異議なしと認めます。よって、ただいま申し上げましたとおり、議席の一部を変更することといたします。

○笠原由美子議長 それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、議会運営委員会委員長報告を議題といたします。

奥山渉議会運営委員会委員長、ご報告をよろしくお願い申し上げます。

◆15番（奥山渉議員）（挙手）議長。

○笠原由美子議長 はい、委員長。

◆15番（奥山渉議員） 皆さん、おはようございます。（おはようございます。）議会運営委員会の奥山渉でございます。

ただいまから、去る5月27日に開催いたしました議会運営委員会の結果についてご報告申し上げます。

まず今回ですが、議会運営委員会副委員長が空席となっておりますので、互選の結果、山本忠司委員が副委員長に選任されましたのでご報告申し上げます。

次に本定例会の日程につきましては、お手元の議案書議事日程表のとおり13件で、定例会の会期は、本日、令和6年6月7日、1日間とすること。また、会議録署名議員は、議長から指名することといたしました。

本日の提出議案は、報告案件が5件、財産の取得案件が3件、同意案件が1件となっております。なお、本会議の運営につきましては、適宜議長の判断で変更されることもございますのでよろしくお願いいたします。

議会運営委員会の報告は以上となりますが、今回執行部より携帯情報端末の持込み及び使用についての提案がありました。これは昨今のDX化の流れにより議会資料のペーパーレス化を推進するとともに、議員活動の活性化に資するよう、議員が所有するパソコンやタブレット端末等の本会議場・委員会室への持ち込みを認め、会議で使用する資料を閲覧できるようにすることを目的としております。

本委員会では導入する方針で、引き続き次回の議会運営委員会までに調査研究することで決定しておりますのでご報告いたします。

以上が本日の議事日程など、当委員会で協議決定いたしました内容でございます。議員各位におかれましては、よろしくご理解をいただき、円滑なる議会運営ができますことをお願い申し上げます。報告を終わらせていただきます。

○笠原由美子議長 奥山委員長ありがとうございました。それでは、ただいまの委員長の報告どおり本定例会の運営を行いたいと思いますが、ご協力よろしくお願い申し上げます。

○笠原由美子議長 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、議長において3番 峯弘之議員、5番 生田達也議員を指名いたします。

○笠原由美子議長 次に、日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日1日間と決しました。

○笠原由美子議長 次に、日程第4、報告第2号 専決処分報告について、を議題といたします。

理事者より説明を求めます。

◎小池一彰消防局長（挙手）議長、消防局長小池です。

○笠原由美子議長 消防局長。よろしくお願いします。

◎小池一彰消防局長 恐れ入りますが議案書の1ページをお開きください。日程第4、報告第2号 専決処分報告について、でございます。

専決させていただきました内容は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、でございます。これは、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 6 年 3 月 28 日に専決処分させていただいたことについて報告し、その承認を求めるものでございます。議案書 3 ページをお開き願います。

今回の改正は、地方自治法の一部改正により、条ずれが生じたため、当該条文を引用する大阪南消防組合監査委員に関する条例について必要な規定の整備を行うものでございます。施行日は、法律の改正と併せて令和 6 年 4 月 1 日としております。

本来ならば議会の開催をお願い申し上げ、議決をいただくのが当然ではございますが、日程上、議会の開催も思うにまかせない状況でございましたので、専決処分とさせて頂いた次第でございます。簡単な説明で誠に恐縮ではございますが、よろしくご審議のうえご承認賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○笠原由美子議長 はい。説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声起る〕

ないようですので、質疑を終わります。

お諮りいたします。日程第 4、報告第 2 号 専決処分報告を承認することに、ご異議はございませんか。

〔「異議なし」の声起る〕

ご異議なしと認めます。よって、報告第 2 号、専決処分報告 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、承認することに決しました。

○笠原由美子議長 次に、日程第 5、報告第 3 号 専決処分報告について、を議題といたします。

理事者より説明を求めます。

◎小池一彰消防局長 (挙手) 議長。

○笠原由美子議長 はい、消防局長。

◎小池一彰消防局長 恐れ入りますが議案書の 4 ページをお開きください。日程第 5、報告第 3 号 専決処分報告について、でございます。

専決させていただきました内容は、大阪南消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、でございます。これは、地方自治法第 179 条第 1 項の規定によりまして、令和 6 年 3 月 28 日に専決処分させていただいたことについて報告し、その承認を求めるものでございます。議案書 6 ページをお開き願います。

今回の改正は、地方自治法の改正に伴う改正で、会計年度任用職員の勤勉手当の支給割合を「100 分の 100」から「100 分の 102.5」に改正するものでございます。また任期が 6 か月に満たない会計年度任用職員が前会計年度から引き続いて任用された場合には、当該任期と前会計年度の任期とを通算して任期とみなす規定を追加するものでございます。施行日は公布の日としております。

本来ならば議会の開催をお願い申し上げ、議決をいただくのが当然ではございますが、日程上、議会の開催も思うにまかせない状況でございましたので、専決処分とさせて頂いた次第でございます。簡単な説明で誠に恐縮ではございますが、よろしくご審議のうえご承認賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○笠原由美子議長 はい。説明が終わりました。これより質疑には入ります。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声起る〕

ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。日程第 5、報告第 3 号 専決処分報告については、承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起る〕

ご異議なしと認めます。よって、報告第 3 号、専決処分報告 大阪南消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正については、承認することに決しました。

○笠原由美子議長 次に、日程第 6、報告第 4 号 専決処分報告について、を議題といたします。

理事者より説明を求めます。

◎小池一彰消防局長（挙手）議長。

○笠原由美子議長 はい、消防局長。

◎小池一彰消防局長 恐れ入りますが議案書の7ページをお開きください。日程第6、報告第4号 専決処分報告について、でございます。

専決させていただきました内容は、職員の旅費に関する条例の一部改正について、でございます。これは、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、令和6年3月28日に専決処分させていただいたことについて報告し、その承認を求めるものでございます。議案書9ページをお開き願います。

今回の改正は、物価高騰に対応するための旅費のうち宿泊料の引き上げを行うものでございます。改正内容としては、宿泊料の額を、特別職については「13,200円」から「14,800円」に、一般職の職員については「8,700円」から「10,900円」に引き上げるものでございます。施行日は、令和6年4月1日としております。

本来ならば議会の開催をお願い申し上げ、議決をいただくのが当然ではございますが、日程上、議会の開催も思うにまかせない状況でございましたので、専決処分とさせて頂いた次第でございます。簡単な説明で誠に恐縮ではございますが、よろしくご審議のうえご承認賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○笠原由美子議長 はい。説明が終わりました。これより質疑にはいります。質疑はありませんか。

◆7番（草尾勝司議員）（挙手）議長。

○笠原由美子議長 はい、7番 草尾議員

◆7番（草尾勝司議員） それでは、質問をさせていただきます。そもそもこの特別職とそれ以外の職員の宿泊料。これ非常に大きな差があるんですけども、それについて根拠と理由を教えてください。

それからもう一問、特別職以外、宿泊料が上がったとしてもようやく1万円を超えるんですが、まだ低いんじゃないかなというふうに思います。今後、特別職と同等にする考えはあるのか、お聞かせください。

○笠原由美子議長 はい、ただ今の質問に対しての答弁を求めます。

◎永橋宏隆総務部長（挙手）議長。総務部長、永橋です。

○笠原由美子議長 はい、永橋総務部長、よろしくお願いします。

◎永橋宏隆総務部長 草尾議員の2点のご質問に順次お答えさせていただきます。

まず、1点目の特別職とそれ以外の職員の宿泊料の金額差についてですが、職員の旅費に関する条例につきましては、国家公務員等の旅費に関する法律の規定を参考にしております。

国の宿泊料の金額は、役職ごとに6区分で定められていますが、当消防組合では国のように細分化しておらず2区分としています。改正前の条例では、一般職の職員は、国の一番下の区分に当てはめ、特別職の職員は、それより2階級上位の区分に当てはめています。改正案はそれぞれを1階級上位に増額しておりますが、2階級分の差がございましたので3,900円の金額差となっているところでございます。

次に2点目の今後、特別職とそれ以外の職員の宿泊料を同等にする考えがあるかについて回答させていただきます。

改正案につきましては、物価高騰などに対応するため、宿泊料を増額するものでございますが、国の動向に併せて引き続き検討してまいりたいと考えております。

なお、特別職の職員に一般職の職員が随行する場合には、現行条例におきましても、特別職の職員に合わせて同額で支給されますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

◆7番（草尾勝司議員）（挙手）議長。

○笠原由美子議長 はい、7番 草尾議員。

◆7番（草尾勝司議員） 要望します。

○笠原由美子議長 要望ですか。もう質疑はよろしいですか。わかりました、どうぞ申し上げて下さい。

◆7番（草尾勝司議員） それでは、要望だけさせていただきます。

地方自治体の条例は、まず国の法令を見本にして作っているのです、どこの自治体もそうです。区分も、今、国の方でも審議中。もう答え出たかな。改正で実費支給ということで、実費精算ですね。ということで上限も変わったようです。区分も減らすようなことも言われております。

私、これ見た途端に違和感を感じたので質問をすることにしたんですけども。構成自治体ありますけども、市だけで言いましたらここまで離れてるのは無いんですね。特別職も一般職も宿泊料の上限は一緒、同一。富田林では1,000円の差がある。というなどところで、これ国の方で定めているところから従わなければならないというものではありませんので、是非ともですね、独自の条例をもって、特別職と一般職、大きな差がないようには今後検討していただきたいな、というふうに思いますのでよろしくお願いします。以上です。

○笠原由美子議長 はい、わかりました。他に質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声起こる〕

はい、じゃないようですので、質疑を終結をいたします。

お諮りします。日程第6、報告第4号 専決処分報告については、承認とすることでご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

ご異議なしと認めます。よって、報告第4号、専決処分報告 職員の旅費に関する条例の一部改正については、承認することに決しました。

○笠原由美子議長 次に、日程第7、報告第5号 専決処分報告について、を議題といたします。

理事者より説明を求めます。

◎小池一彰消防局長 (挙手) 議長。

○笠原由美子議長 はい、消防局長。

◎小池一彰消防局長 恐れ入りますが議案書10ページをお開きください。日程第7、報告第5号 専決処分報告について、でございます。

専決させていただきました内容は、令和5年度大阪南消防組合一般会計補正予算(第4号)でございます。これは、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、令和6年3月29日に専決処分させていただいたことについて報告し、その承認を求めるものでございます。議案書11ページをお開き願います。

この内容は、第1条で、歳入歳出予算の総額からそれぞれ48万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億206万9,000円とするものです。次の第2条では、繰越明許費を記載しております。内容については、ご説明申し上げます。恐れ入ります19ページをお開き願います。

歳入の補正からご説明申し上げます。これは、款3消防費、項1消防費、目1常備消防費、48万1,000円消防広域化初期費用関係負担金の不足に伴う増額でございます。18ページにお戻り願います。

歳入の説明でございます。款1分担金及び負担金、項2負担金、目1消防費負担金48万1,000円につきまして、それぞれ記載のとおり、各市町村の負担割合で変更をお願いしたものでございます。恐れ入りますが14ページにお戻り願います。

第2表繰越明許費のご説明でございます。これは防火服調達業務について、488万4,000円を次年度に繰越をお願いしたものでございます。以上が令和5年度大阪南消防組合一般会計補正予算(第4号)のご説明でございます。

本来ならば議会の開催をお願い申し上げまして、議決をいただくのが当然ではございますが、日程上、議会の開催も思うにまかせない状況でございましたので、専決処分とさせて頂いた次第でございます。簡単な説明で誠に恐縮ではございますが、よろしくご審議のうえご承認賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○笠原由美子議長 はい、説明が終わりました。これより質疑には入ります。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声起こる〕

ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。日程第7、報告第5号 専決処分報告については、承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

ご異議なしと認めます。よって、報告第5号、専決処分報告 令和5年度大阪南消防組合一般会計補正予算（第4号）は、承認することに決しました。

○笠原由美子議長 次に日程第8、報告第6号 令和5年度大阪南消防組合一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について、を議題といたします。

理事者より説明を求めます。

◎小池一彰消防局長 （挙手）議長。

○笠原由美子議長 はい、消防局長。

◎小池一彰消防局長 恐れ入りますが議案書の20ページをお開きください。日程第8、報告第6号 令和5年度大阪南消防組合一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について、でございます。これは地方自治法施行令第146条第2項の規定によりご報告申し上げるもので、内容につきましては21ページに記載のとおり、先ほど補正予算でもご説明いたしました防火服調達業務488万4,000円について、翌年度繰越額は同額の488万4,000円、財源内訳は全額一般財源となっております。

以上で、繰越明許費繰越計算書報告の説明を終わらせていただきます。簡単な説明で誠に恐縮ではございますが、よろしくお願い申し上げます。以上でございます

○笠原由美子議長 説明が終わりました。なお、報告第6号は地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告のみで、議決対象ではございませんのでご了承下さい。

○笠原由美子議長 次に、日程第9、議案第30号 財産の取得について、を議題といたします。

理事者より説明を求めます。

◎小池一彰消防局長 （挙手）議長。

○笠原由美子議長 はい、消防局長。

◎小池一彰消防局長 恐れ入りますが議案書の22ページをお開きください。日程第9、議案第30号 財産の取得について、ご説明申し上げます。

これは、災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車（35m級）の購入に伴います財産の取得でございます。取得の目的でございますが、柏羽藤消防署に配置している車両を更新し、消防力の充実強化を図るものでございます。

取得の方法は、指名競争入札を行いました。取得価格は、消費税込みの2億2,792万円でございます。取得の相手方は、株式会社モリタ関西支店でございます。参考といたしまして、入札経過を23ページに記載しております。消防車両を希望業種といたしました業者すべてを指名しております。なお、消防広域化による車両更新により緊急防災・減災事業として起債要望いたします。

以上、簡単な説明で誠に恐縮ではございますが、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○笠原由美子議長 はい、説明は終わりました。これより質疑にはいります。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声起こる〕

ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。日程第9、議案第30号 財産の取得については、原案どおり可決することでご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

ご異議なしと認めます。よって、議案第30号については、原案どおり可決することに決しました。

○笠原由美子議長 次に、日程第10、議案第31号 財産の取得について、を議題といたします。

理事者より説明を求めます。

◎小池一彰消防局長 （挙手）議長。

○笠原由美子議長 はい、消防局長。

◎小池一彰消防局長 恐れ入りますが議案書の25ページをお開きください。日程第10、議案第

31号 財産の取得について、ご説明申し上げます。

これは、消防ポンプ自動車CD-1型水槽付の購入に伴います財産の取得でございます。取得の目的でございますが、河南出張所に配置している車両を更新し、消防力の充実強化を図るものでございます。

取得の方法は、指名競争入札を行いました。取得価格は、消費税込みの4,763万円でございます。取得の相手方は、株式会社モリタ関西支店でございます。参考といたしまして、入札経過を26ページに記載しております。こちらも消防車両を希望業種といたしました業者すべてを指名しております。

以上、簡単な説明で誠に恐縮ではございますが、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○笠原由美子議長 はい、説明は終わりました。これより質疑にはいります。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声起こる〕

ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。日程第10、議案第31号 財産の取得については、原案どおり可決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

ご異議なしと認めます。よって、議案第31号については、原案どおり可決することに決しました。

○笠原由美子議長 次に、日程第11、議案第32号 財産の取得について、を議題といたします。理事者より説明を求めます。

◎小池一彰消防局長 （挙手）議長。

○笠原由美子議長 はい、消防局長。

◎小池一彰消防局長 恐れ入りますが議案書の28ページをお開きください。日程第11、議案第32号 財産の取得について、ご説明申し上げます。

これは、高規格救急自動車1台及び高度救命処置用資機材の購入に伴います財産の取得でございます。

取得の目的でございますが、柏原分署に配置している車両を更新し、消防力の充実強化を図るものでございます。

取得の方法は、指名競争入札を行いました。取得価格は、消費税込みの3,574万8,900円でございます。取得の相手方は、日産大阪販売株式会社法人営業支援部でございます。参考といたしまして、入札経過を29ページに記載しております。これも救急車両を希望業種とした業者すべてを指名しております。なお、この車両は緊急消防援助隊として登録し補助金要望いたします。

以上、簡単な説明で誠に恐縮ではございますが、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○笠原由美子議長 はい、説明が終わりました。これより質疑にはいります。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声起こる〕

ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。日程第11、議案第32号 財産の取得については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

ご異議なしと認めます。よって、議案第32号については、原案どおり可決することに決しました。

○笠原由美子議長 次に日程第12、議案第33号 大阪南消防組合公平委員会委員の選任について同意を求めることについて、を議題といたします。

理事者より説明を求めます。

◎小池一彰消防局長 （挙手）議長。

○笠原由美子議長 はい、消防局長。

◎小池一彰消防局長 恐れ入りますが議案書の 30 ページをお開きください。日程第 12、議案第 33 号 大阪南消防組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて、でございます。

これは、大阪南消防組合公平委員会委員の國下氏が、令和 6 年 6 月の任期満了に伴いまして、当消防組合公平委員会委員を再任することについて、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

國下氏は、ご住所が藤井寺市古室、生年月日は、昭和 28 年生まれの 71 歳、略歴につきましては議案書をご参照いただきますようお願いいたします。なお、委員の任期としては、4 年でございます。

簡単な説明で誠に恐縮ではございますが、よろしくご審議のうえご同意賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○笠原由美子議長 説明が終わりました。これより質疑にはいります。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声起こる〕

ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。日程第 12、議案第 33 号 大阪南消防組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案どおり同意することでご異議はございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

ご異議なしと認めます。よって、議案第 33 号については、原案どおり同意することに決しました。

○笠原由美子議長 次に、日程第 13、一般質問についてですが、今回通告はございませんでしたので、これで終わります。

○笠原由美子議長 以上で付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

これをもちまして、令和 6 年第 2 回大阪南消防組合議会定例会を閉会をいたします。

本日は慎重なるご審議誠にありがとうございました。提出されました案件は、すべて適正な議決とし、かつ円満裡に閉会させていただきましたことに心から御礼を申し上げます。

△閉会 午前 10 時 45 分

地方自治法第 123 条第 3 項によりここに署名する。

大阪南消防組合議会

議長

菅原由美子

大阪南消防組合議会

3 番議員

峯 弘之

大阪南消防組合議会

5 番議員

生田 達也